

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）第6条1項、新潟県障害者交流センター条例（平成9年新潟県条例第13号）第14条第1項、新潟県聴覚障害者情報センター条例（平成9年新潟県条例第14号）第7条第1項及び新潟県視覚障害者情報センター条例（昭和39年新潟県条例第12号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成30年7月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 新潟県障害者リハビリテーションセンター（以下「リハビリテーションセンター」という。）

- (ア) 障害福祉サービスの実施に関する業務
- (イ) 診療に関する業務
- (ウ) 入所の承認に関する業務
- (エ) リハビリテーションセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

イ 新潟県障害者交流センター（以下「交流センター」という。）

- (ア) 交流センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 施設を使用しようとする者の使用の承認に関する業務
- (ウ) 使用承認の取消しに関する業務
- (エ) 交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 新潟県聴覚障害者情報センター（以下「聴覚センター」という。）

- (ア) 聴覚センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 聴覚センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 新潟県視覚障害者情報センター（以下「視覚センター」という。）

- (ア) 視覚センターの事業の実施に関する業務
- (イ) 視覚センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合には、指定期間を5年間延長する場合がある。

2 応募資格等

(1) 新潟県内（以下「県内」という。）に主たる事務所を設置している、又は県内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人であること。ただし、(2)による共同応募の場合はこの限りでない。

(2) 応募者は、リハビリテーションセンター、交流センター、聴覚センター及び視覚センターの4施設すべてについて応募することを原則とするが、業務の専門性等を考慮し、共同応募（複数の団体がグループを構成して応募することをいう。以下同じ。）も可能とする。共同応募の場合、グループを構成する個々の団体のうち、リハビリテーションセンターに係る主たる責任を負う担当管理団体を除き、応募資格を県内に主たる事務所を設置している若しくは設置しようとする、又は県内で社会福祉事業を行っている法人その他の団体であることとする。なお、応募者は次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 県議会議員が役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下「役員等」という。）に就任していないこと。

ウ 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

エ 県から指名停止措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

カ 県税等を滞納していないこと。

キ 経営状況が健全であること。

ク 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団等による不当な行為の防止等による法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定

する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員（暴力団等による不当な行為の防止等による法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(エ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 団体とは法人格の有無を問うものではなく、複数の法人等により団体を形成することも可能とするが、その場合は代表団体を定めて応募すること。

(4) 共同応募の場合は、グループとして4施設すべてについて応募すること。応募しない施設がある場合は失格とする。なお、共同応募の場合、施設毎に、それぞれの事業運営について主たる責任を負う担当管理団体を明示すること。

(5) 単独で応募した社会福祉法人は、共同応募に係る構成員になることはできない。また、共同応募に係る構成員が、他の共同応募に係る構成員になることもできない。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係

電話 025-280-5210（直通）

(2) 募集要項の交付方法

新潟県ホームページから入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

平成30年7月17日（火）午前9時から平成30年8月31日（金）午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

4 その他

(1) 失格

虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項による。